

別表（第3条関係）

区分	基準額	補助率	補助限度額
（１）訪問介護 第２条第２号アの在宅介護サービス	在宅介護サービスの提供（注１）に当たり、事業者の事業所と利用者の居宅の間の往復移動距離（注２）１キロメートル当たり３７円を乗じた額	１／２以内 ただし、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	補助額は、基準額に補助率を乗じて得た額と２０万円を比較して、少ない方の額とする。
（２）訪問介護 第２条第２号アの在宅介護サービス	令和５年度と令和８年度以降との基本報酬の差額（注１）	１０／１０ ただし、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	—

備考

（注１）区分（１）（２）にかかる算定期間は、前年度の１月から当該年度１２月分にかかる期間とする。

（注２）事業者の事業所と利用者の居宅の間の往復移動距離とは、当該事業所から通常の経路・交通手段により移動する場合の距離で、村長が認めた距離とする。

（注３）令和９年３月３１日限り、その効力を失う。